

帯広市契約規則（昭和39年規則第22号）第7条の規定により、市有財産（車両）売払い条件付き一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和8年6月12日

帯広市長 上野庸介

1 入札に付する物件

次に掲げる物件（車両）を条件付き一般競争入札により売り払う。

※ 物件の詳細は別紙「物件仕様書」のとおり

保管場所 帯広市道路車両センター資材置場（帯広市南町南6線61番7）

物件番号	年式	物件名	リサイクル券の有無	備考
1	H24	いすゞ 塵芥車	有	
2	S63	三菱 除雪ダンプ	有	
3	H5	トヨタ 消防車	有	
4	H27	トヨタ 救急車	有	
5	H15	トヨタ エスティマハイブリッド	有	

2 入札参加者の資格

入札に参加できる者は、次の条件をすべて備えている個人又は法人とする。

- 帯広市の住民票に記録されている個人又は帯広市競争入札参加資格者名簿の「買入部門」（大分類：20、中分類：203）に登録がある者、若しくは帯広市内に本店や支店等を有する法人であること。
- 地方自治法施行令第167条の4の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。
- 市税の滞納がないこと。
- 帯広市暴力団排除条例（平成25年条例第29号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者に該当しないこと。
- 売買代金及び契約諸費用を帯広市の指定する期日までに納入できること。

3 入札参加申込みに必要な提出書類等

(1) 入札参加申込みに必要な提出書類

〈個人で申し込む場合〉	〈法人で申し込む場合〉
① 入札参加申込書	① 入札参加申込書
② 税情報確認承諾書	② 税情報確認承諾書
③ 誓約書	③ 誓約書
④ 身分証明書 (本籍地の市区町村長が発行したもの)	④ 履歴事項(又は現在事項)全部証明書

※ 上記①、②、③の様式は、帯広市ホームページから取得することができる。

※ 支店等から参加を申し込む際は、②税情報確認承諾書の提出にあたり、市税の課税されている本店、本社の押印のある委任状の提出が別途必要

※ 身分証明書又は履歴事項(又は現在事項)全部証明書は、申込日の3か月以内に交付されたもの(写し可)とする。

※ 帯広市競争入札参加資格者名簿に登録がある場合は、③及び④の提出は不要とする。

※ 入札参加申込者は、別紙「市有財産(車両)売払い入札心得」、その他関係法令の規定を十分承知すること。

(2) 申込期間

令和8年6月22日(月)から令和8年7月10日(金)までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く毎日、午前8時45分から午後5時30分まで(ただし、正午から午後1時までを除く)(郵送の場合は必着とする)。

(3) 提出場所

〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1番地
帯広市庁舎2階 総務部 総務室 契約管財課
電話 0155-65-4115
FAX 0155-23-0171
Mail contract@city.obihiro.hokkaido.jp

(4) 提出方法

郵送又は持参

4 入札参加資格の審査

入札参加資格審査の結果は、令和8年7月17日(金)までに交付する。

5 入札参加資格がないと認めた者への理由の説明

入札参加資格がないと通知を受けた者は、その理由について説明を求めることができる。この場合、令和8年7月22日(水)までに市長(提出先 3(3)に同じ)に対し書面(任意様式)により

提出すること（ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない）。令和8年7月24日（金）までに書面により回答する。

6 売買物件の下見

- (1) 日時 令和8年7月1日（水）午前9時30分から午後0時まで
- (2) 場所 帯広市道路車両センター資材置場（帯広市南町南6線61番7）

7 入札に対する質問

(1) 提出方法

質疑書を電子メール、郵送、ファクシミリ又は持参により提出すること（質疑書の様式は、帯広市ホームページから取得することができる）。

(2) 提出場所及び期限

3(3)に記載の提出場所へ令和8年7月10日（金）までに提出すること。

(3) 質疑への回答

質疑に対する回答は、随時、帯広市ホームページに掲載する。

8 入札保証金

(1) 入札保証金

入札者は、入札金額（入札書に記入する金額）の100分の5以上に相当する金額を、入札保証金として入札参加申込書に記入し、申し出ること。入札参加資格審査結果の交付に合わせて納入通知書を送付するので、令和8年7月28日（火）までに納入すること。

落札者以外が納入した入札保証金は開札終了後に返還することとし、利息は付さないものとする。

落札者が納入した入札保証金は、契約保証金の一部に充当する。

※ 帯広市競争入札参加資格者名簿に登録がある場合は、入札保証金の納入は不要とする。

(2) 入札保証金の帰属

落札者が、契約締結期限の令和8年8月4日（火）までに契約を締結しない場合、入札保証金は帯広市に帰属するものとする。

9 入札書の提出

(1) 提出方法

郵便入札による（一般書留郵便、簡易書留郵便又はレターパックプラスのいずれかに限る。）又は持参。

(2) 提出期限

令和8年7月28日（火）午後5時30分まで（必着）

(3) 提出場所

3(3)に同じ。

(4) 提出書類

- ① 入札書
- ② 入札保証金返還請求書兼口座振込依頼書（裏面に、③を貼付すること）
- ③ 金融機関の領収日付印が押印された納入通知書兼領収書の写し
- ④ ②で記入した口座情報が確認できる書類（通帳等）の写し

※ ①、②の様式は、帯広市ホームページから取得することができる。

※ 帯広市競争入札参加資格者名簿に登録がある場合は、②、③、④の提出は不要とする。

10 入札の辞退

入札を辞退する場合は、入札書提出期限までに「入札参加辞退届」を郵送又は持参により、3(3)に提出する。

11 開札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年7月29日(水) 午前10時
- (2) 場所 帯広市庁舎10階 第3会議室
- (3) 開札の立会

開札の立会を希望する者は、「郵便入札開札立会申込書」を開札日前日の午後5時30分までに郵送、持参又はファクシミリにより3(3)に提出する（様式は、帯広市ホームページから取得することができる）。

12 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者、申込書又はその他必要な書類に虚偽の記入をした者及び入札に関する条件に違反した者の入札は無効とする。

13 契約書の作成並びに契約保証金及び売買代金の納入

- (1) 契約書を作成し、売買契約を締結する。
- (2) 契約締結日は、令和8年8月3日(月)とする。ただし、落札者の都合により令和8年8月3日(月)に契約の締結を行うことができない場合は、令和8年8月4日(火)を契約締結日とする。
- (3) 契約保証金として、売買代金の100分の10以上に相当する金額を、契約締結期限までに納入すること。（入札保証金を充当した場合は、差額を納入すること。）
※ 帯広市競争入札参加資格者名簿に登録がある場合は、契約保証金の納入は不要とする。
- (4) 売買代金（契約保証金を充当した後の差額分）を、契約締結後20日以内に納入すること。
※ 契約締結に要する費用は、全て落札者の負担とする。
- (5) 売買代金は、次のとおりとする。

物件番号	売買代金	収入印紙
1	入札金額 + 消費税及び地方消費税の額 + 12,180円 (リサイクル料金)	要
2	入札金額 + 消費税及び地方消費税の額 + 9,710円 (リサイクル料金)	
3	入札金額 + 消費税及び地方消費税の額 + 6,380円 (リサイクル料金)	
4	入札金額 + 消費税及び地方消費税の額 + 13,900円 (リサイクル料金)	要
5	入札金額 + 消費税及び地方消費税の額 + 14,440円 (リサイクル料金)	要

※ 消費税及び地方消費税の額について、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てることとする。

※ リサイクル料金が1万円以上となる場合、落札者が契約締結時に、別途、収入印紙（200円）を用意すること。

14 所有権移転並びに売買物件の引渡し及び搬出

- (1) 売買代金の完納を確認したときに、売買物件の所有権を移転する。
- (2) 売買物件は、令和8年9月4日(金)までの両者の定める日に、受渡書、譲渡証明書、車両の鍵及び登録識別情報等通知書等の引渡しと、売買物件の搬出を現状のまま行うものとする。なお、高温によるバッテリー上がりやエンジン不調等により、エンジンが始動しにくい場合には、買受者で必要な機材等を用意の上、搬出させるものとする。
- (3) 引き渡す車両は一時抹消登録済みであり、ナンバープレートが付いていない状態であることから、搬出時に必要に応じて関係法令に基づいた対応をすること。
- (4) 引渡し及び搬出場所 6(2)に同じ。

15 市章等の消去及び報告

- (1) 車両に塗装された市章や「帯広市」の文字、その他イラスト等は、市民に公用車であると誤解を与えないよう、引渡し後直ちに消去し、赤色灯（カバー）等は、緊急車両として利用する場合を除き、市民に緊急車両等であると誤解を与えないよう、引渡し後直ちに撤去すること。落札者は、市章及び赤色灯（カバー）等を消去又は撤去したことが確認できる写真を令和8年9月30日(水)までに帯広市に提出すること。
- (2) 市章の消去又は赤色灯（カバー）等の撤去前の車両は、引渡し時を除き公道を自走させてはならない。

16 その他

落札者（個人又は法人の区分）及び落札金額を帯広市のホームページで公表する。